

令和6年能登半島地震被害に対する支援を受け付けています

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により、津波による被害、家屋やビルの倒壊、道路の寸断など壊滅的な被害が発生しました。町では被災された方々への支援を受け付けています。

災害義援金

(日本赤十字社)

日本赤十字社五霞町分區では、義援金を受け付けています。みなさまの温かいご支援をお願いいたします。

○義援金名称

令和6年能登半島地震災害義

援金

○受付期間 12月27日(金)まで

○義援金受付方法

①役場

健康福祉課⑥番窓口で受付

午前8時30分～午後5時15分

(※土日祝日を除く)

②募金箱へ募金

次の場所に募金箱を設置しています。

- ・役場 総務課窓口
- ・役場 町民税務課窓口
- ・役場 健康福祉課窓口
- ・中央公民館

③金融機関を利用

日本赤十字社のホームページをご覧ください。



日本赤十字社
ホームページ

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G
☎(84)00006 (直通)



町公式
ホームページ

被災地をふるさと納税で 応援できます

町ではふるさと納税の仕組みを活用して被災地への寄附を代理受付しています。

○寄附自治体

石川県能登町・石川県穴水町

○寄附受付ポータルサイト

ふるさとチョイス



能登町



穴水町

○受付期間 3月31日(日)まで

※寄附の代理受付とは

災害時、被災地の自治体職員は、避難所の運営などほとんどが現場で活動しなければなりません。

そのため五霞町がふるさと納税の支援を代理で受け付け、寄附者への受領証明書の発送業務などを請け負うことで被災地の業務負担を軽減します。みなさんから受け付けた寄附は町が責任をもって被災地へ届けます。

【注意事項】

- ・通常のふるさと納税と同様に寄附控除を受けることができません。
- ・クレジットカード決済による寄附受付となります。
- ・受付は2,000円以上からです。
- ・災害支援のため、お礼の品は送付しません。予めご了承ください。

○お問い合わせ

まちづくり戦略課
広報戦略G
☎(84)1111 (内線212)

「新成人の方へ」覚えておきたい契約の知識

契約に関する知識や経験が少ない若者は、内容をよく理解しないまま、安易に契約を結んでしまいがちです。解約することができなくなる事実が全国的に多く見受けられます。

未成年の場合、法定代理人の同意なく結んだ契約は、原則取り消すことができますが、成人の場合は、原則として取り消すことができません。

令和4年4月の民法改正により、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18歳から19歳の若者も法律上は大人として扱われることになったことから、新成人となるみなさんがトラブルに巻き込まれないように、契約に必要な知識をご紹介します。

【契約が成立するケース】

契約は法的な責任が生じる約束事です、申し込みの意思表示とそれに対する承諾の意思表示が合致することで成立します。契約書がなくても、口約束で契約は成立し、契約書や印鑑、サインは証拠を残すためのものです。原則として、成立した契約はどちらか一方の都合で解約することはできません。

「クーリングオフとは」

契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、契約を再考できるように、一定期間内であれば、はがき等の書面で通知をすることにより、無条件で契約の撤回や、解除ができます。なお、通信販売などクーリングオフが適用されない場合がありますので、ご注意ください。

このような契約関係や消費関係のことでお困りごとがありましたら、消費者ホットライン☎188または、町で開催している消費生活相談をご利用ください。

○お問い合わせ

生活安全課 ぐらし環境G
☎(84)3618 (直通)

